

令和4年度環境配慮行動拡大モデル事業企画運営業務仕様書

1 目的

本業務は、環境に関する活動を主たる業務としている団体以外の団体において、現在行っている活動に、「環境配慮行動」や「SDGs」の視点をプラスした取組をモデル事業として実施することにより、これまで「環境」への関心度があまり高くなかった団体や県民にも、生活を送る上で身近な「環境」に興味・関心を持ってもらい、環境配慮行動を実践してもらうことで、地域における環境配慮行動の拡大につなげることを目的とする。

また、モデル事業に係る取組を通じて、実施団体自身による環境配慮行動の今後の継続した実践につなげてもらうことを目的とする。

2 業務内容

モデル事業の企画を募集し、優秀提案として採択された取組を実施する。

項目	内容
テーマ	<p>応募団体や県民の環境配慮行動拡大に資するような、団体の既存事業（環境保全以外の分野）に環境の観点を組み合わせた取組</p> <p>（取組イメージ）</p> <p>※あくまで一例であり、以下の取組以外の内容で構わない。</p> <ul style="list-style-type: none">子ども食堂＋食品ロス削減 子ども食堂運営者が、子どもたちへの食事の提供に加え、食品の期限表示や保存方法、備蓄品を使ったレシピ等を学ぶ講座を開催し、参加者が食品ロス削減について学ぶ。ファームステイ＋3R活動 農家民泊等の受入実践者が、宿泊者に対し、普段行っている農業体験の際に併せて、自身の資源循環の取組（農業生産時に出る、野菜くずなどの残さや、日常生活で出る生ごみを利用したコンポスト化）を紹介する。まちあるき＋気候変動「適応」行動 観光ガイド実施団体が、週末に行っているまちあるきツアーの際に、通常の観光名所案内を行いながら、地球温暖化防止推進員等による熱中症対策などの、気候変動による悪影響を軽減する行動等を学ぶ。
実施時期	契約締結日から令和4年10月31日までの間で企画内容に適する時期

3 業務実施に当たっての留意事項

- ① 県民等による環境配慮行動の拡大に資する内容であること。
- ② イベント形式の場合は、集合から解散まで1日で実施できる内容とし、同様の内容を複数回実施してもよい。なお、当該イベントへの参加者については、事前申込とするなどの感染対策を行った上で募集すること。
- ③ 感染拡大防止対策により、予定していた取組の実施が困難となった場合に備えた代替案がある場合は、当該代替案も併せて提出することができること（任意）。
- ④ 参加者及び受託者の安全確保が図られていること。

⑤ 他の補助金や助成金等を受けて実施する事業ではないこと。

4 委託業務の期間

契約締結日から令和4年11月30日までとする。

5 実績報告書

① 受託者は、事業が完了した日から30日以内又は令和4年11月30日のいずれか早い日までに事業の実施概要を記録した実績報告書を県に1部提出し、その検査を受けること。検査の合格をもって本業務の完了とする。

② 前項の実績報告書には、事業の実施年月日、内容、参加人数、写真等の事業実施状況が確認できる記録及び参加者の反応、事業実施による成果や課題等を含めること。

7 その他

本業務の目的達成に資するよう、県が行う以下の会合等に参加すること。(委託業務範囲外。かかる経費は原則県負担。)

① 「環境」や「SDGs」の視点を学ぶ事前ワークショップ(6月～7月)

② アフターミーティング(取組終了後(9月～11月))

③ モデル事業報告会(12月頃に実施予定)

8 委託業務の上限額

1提案30万円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

9 委託業務の対象経費

対象経費は、取組の実施に要する経費(人件費、謝金、交通費、使用料及び賃借料、消耗品費、役務費等)とする。ただし、備品購入費や施設整備等のハード事業に係る経費、経常的な運営費、その他事業との関連性が認められない経費については対象外とする。

なお、参加者の募集に係る広報は、県が協力する。